

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年6月6日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理由

伊丹市立伊丹市役所内駐車場に利用料金制度を導入するため。

伊丹市立駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年
伊丹市条例第 号）

伊丹市立駐車場条例（平成元年伊丹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条から第9条までを次のように改める。

第6条から第9条まで 削除

第10条の前の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「中心市街地駐車場」を「駐車場」に改め、同条第3項中「指定管理者は」の右に「，中心市街地駐車場について」を加える。

第21条第2項中「中心市街地駐車場」を「駐車場」に改め、「市長は，」の右に「伊丹市立伊丹市役所内駐車場については回数駐車券を，中心市街地駐車場については」を，「定期駐車券を」の右に「，それぞれ，」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の伊丹市立駐車場条例第6条第2項の規定により発行された伊丹市立伊丹市役所内駐車場に係る回数駐車券は，この条例による改正後の伊丹市立駐車場条例第10条第2項の規定により発行された回数駐車券とみなす。

3 施行日前から施行日以後にわたり駐車する場合の施行日前の期間及び施行日の午前0時から自動車の出庫が開始される時間までの伊丹市立伊丹市役所内駐車場の利用については，なお従前の例による。